

刑 法 (100点)

第1問

不倫関係にあった甲から「あんな奥さん、あなたが可哀想。さっさと死ねばいいのに。そしたら私たち結婚できる。」と会うたびに言われていた乙は、ある日、妻Xと口論をした際、甲の言葉を思い出し、Xの殺害を決意した。翌日、乙は、自殺を装ってXを車で10分ほどの近くにある港の岸壁から車ごと海に転落死させる計画のもと、自宅でXに睡眠薬の入った酒を飲ませて昏睡状態にすると、自分の車の後部トランクにXを運び入れ、自らの運転により港に向けて出発した。当初、乙は、1人で計画を実行するつもりであったが、運転しながら甲のためでもあるから2人でやろうと考え直し、路肩に車を停車させて携帯電話で甲を呼び出した。5分後にやってきた甲は、車に乗り込むと乙の話の聞き、「本気になってくれたのね。」と言いながら協力を承諾した。港で車を転落させるべく、乙が車を再び発進させようとしたところ、1台のトラックが運転手Aの前方不注視の過失により乙の車に追突した。甲・乙・Aは無傷であったものの、Xは搬送先の病院で死亡が確認された。解剖の結果、追突事故の際に生じた脳挫傷がXの死因とされた。

甲・乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

第2問

甲は、A銀行の現金自動預払機（以下「ATM」という）を利用する客のカードの暗証番号、名義人氏名、口座番号を盗撮しようと考え、ATMが6台設置されていて行員が常駐しない同銀行B支店C出張所（看守者はB支店長X）に立ち入ることを計画した。

C出張所のATMには、側面に封筒を入れておく箱が設置され、「必要な数だけお取り下さい。」と書かれていた。甲は、封筒の束に似せたビデオカメラを用意し、2012年11月9日10時にC出張所に立ち入り、1台のATMの前に行き、箱の中に150枚入っていた封筒のうち140枚を取り出して上着のポケットに入れ、代わりにビデオカメラを設置した。そして、10時10分に隣のATMの前に移動し、盗撮した映像を受信する受信機の入った紙袋を足元に置いて、盗撮用カメラを設置したATMに客を誘導するため、自分の他の銀行の口座への振込を繰り返したり、A銀行がATM画面で提供する商品の広告・説明を見たりしながら、1台のATMを占拠した。他の客がいなくなった11時30分に、甲は盗撮用カメラと受信機の入った紙袋を持って、C出張所から退去した。

この間に、数名の客がC出張所を訪れたが、順番待ちの行列ができることはなかった。また、甲はC出張所から出る際に、ポケットに封筒が入っていることに気付いたが、元に戻している間に人に見られてはいけなないと思い、そのまま持ち去った。

帰宅した甲が、撮影した映像を確認したところ、画像は不鮮明で、何の情報も読み取ることができなかった。1週間後、甲は、C出張所に行ったときと同じ上着を着ようとして、ポケットに封筒が入っていることを思い出し、これらをメモ用紙として使用しようと考えて、電話機の隣に置いた。

甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。